

○第五種共同漁業を免許した者

免許の期間：令和5年9月1日～令和15年8月31日

免許番号	漁業権者
共第1号	利根漁業協同組合
共第2号	阪東漁業協同組合
共第3号	群馬漁業協同組合、東毛漁業協同組合
共第4号	吾妻漁業協同組合
共第5号	上州漁業協同組合、烏川漁業協同組合
共第6号	南甘漁業協同組合、上野村漁業協同組合
共第7号	神流川漁業協同組合
共第8号	東毛漁業協同組合
共第9号	両毛漁業協同組合
共第10号	両毛漁業協同組合
共第11号	邑楽漁業協同組合
共第12号	近藤沼漁業協同組合
共第13号	日向漁業協同組合
共第14号	城沼漁業協同組合
共第15号	利根漁業協同組合
共第16号	赤城大沼漁業協同組合
共第17号	榛名湖漁業協同組合